

GYODA 7

Jul.2015

No.829

市報ぎょうだ CITY PUBLIC RELATIONS



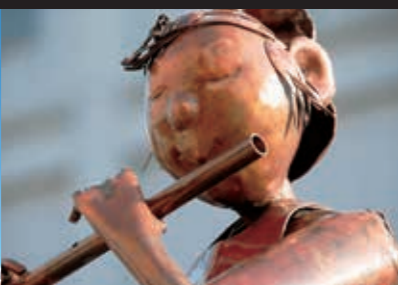
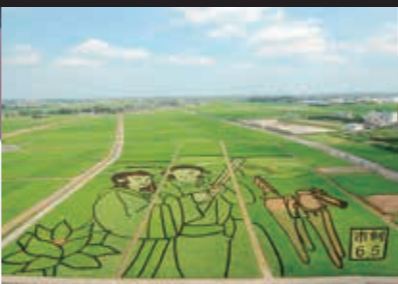
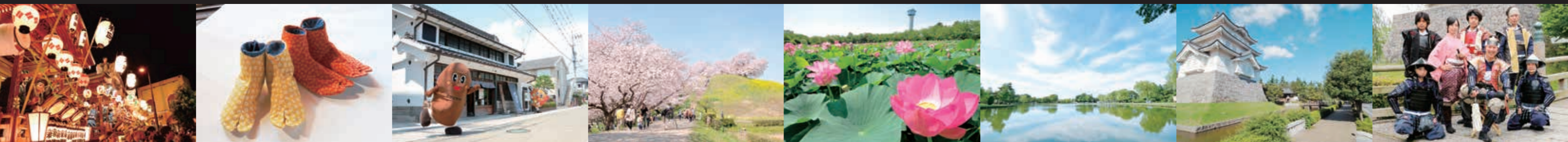
特集

行田のキラリを再発見
第3回行田市CMコンテスト...P.2

忍川・さきたま調節池・
酒巻導水路が変わる...

川のまるごと
再生プロジェクト展開中!





行田のキラリを再発見

第3回 行田市 CMコンテスト



今年も行田市CMコンテストを開催します。「行田でしか見られないモノ」、「自分しか知らない絶景ポイント」などを織り交ぜながら行田の魅力を表現した60秒程度のCMを作成して、コンテストに応募してみませんか。最優秀賞には賞金10万円。さあ、ビデオカメラを片手にまちに繰り出しては。

あなたが感じる行田の魅力を、 CMというカタチで表現してみませんか？



60秒の中で行田の魅力が「ギュッとつまっています」

映画「のぼうの城」の舞台となった忍城や埼玉古墳群、夏には大勢の観光客でにぎわいを見せる古代蓮の里、そして田んぼをキャンバスに見立て、種類の異なる稲で描く田んぼアート…。他にも貴重な史跡や魅力的な観光資源が行田市にはたくさんあります。そんな見どころ満載の行田を全国にPRするため、平成25年度から開催しているのが「行田市CMコンテスト」です。

全国から作品を募集するこのコンテストのもう一つの狙い、それは「市外の応募者」に実際に本市を訪れていただき、撮影を通じて行田の素晴らしさを肌で感じてほしい」ということ。もちろん、市内の方も大歓迎。行田の魅力を再発見できる良い機会になると考えています。

さて、今年で3回目を迎えるCMコンテストですが、これまで49もの作品の応募がありました(第1回は36作品、第2回は13作品)。過去の入賞作品はラップ調のものやCGを駆使し

たものなど、どれも市の魅力を端的に捉えながらも個性が光るものばかりでした。これらの作品は、市ホームページの「ぎょうだ動画チャンネル」やYouTubeでアップしている他、市民に貸し出したり、浦和競馬場のオーロラビジョンで流したりと市のPRに活用させていただいています。

**最優秀賞は賞金10万円！
皆さんの力作をお待ちしています**

「60秒という短い時間の中で、いかにして自分が感じた行田の魅力を表現できるか。それがポイントですね」。そう語るのは、第2回に引き続き今回のコンテストでも審査委員長を務める小山一彦さん(株式会社ビジュアルコミュニケーションズ社長)です。前回、前々回とコンテストの内容自体に変更はありませんが、大きく変わったところは「事前説明会」に出席しないと、応募できないの。そう思う方は

もいるかもしれません。でも、ご安心を。説明会に参加しなくても、作品を応募することができます。また、今回も映像製作者にとってうれしいサービスと思われる、特設サイトを市ホームページ内に開設しました。ここでは、観光資源に関する素材をダウンロードできる他、撮影場

所や交通手段を案内するサービス(コンシェルジュサービス)を実施しています。ダウンロード素材は随時更新していきますので、ぜひご利用ください。それでは、皆さんの力作をお待ちしています。

▼問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

第3回行田市CMコンテストに 応募する方はコチラをチェック

- ▶スケジュール
 - 【募集期間】9月30日(木)まで
 - 【審査会】10月中旬(予定)
 - 【表彰式】11月3日(火)(文化の日記念式典で表彰します)
- ▶各賞
 - 【最優秀賞】1点 賞金10万円と賞状
 - 【優秀賞】2点 賞金3万円と賞状
 - 【審査委員特別賞】1点 賞金2万円と賞状
- ▶応募資格 個人または団体のアマチュア・セミプロの方
- ▶作品の提出方法 期限までにデータファイルを記録したCD-RもしくはDVD-R(DVテープは不可)と住所、氏名、年齢、電話番号、作品名、作品の説明を明記した書類(様式自由)を持参または郵送で提出してください。
- 【持参・郵送】
 - 〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市広報広聴課 行田市CMコンテスト事務局
 - ※1人または1団体につき、1作品までとします。
 - ※データ形式は、原則としてwmv,mpg,avi形式とします。
- ▶その他
 - ・入賞作品は、市のPR映像として市ホームページや動画共有サイトなどで使用します。
 - ・著作権(画像、音源、出演者)など必要となる手続きを済ませてください。
 - ・応募作品は返却しません。
 - ・その他、詳細についてはCMコンテスト特設サイトを参照してください。



有権者の皆さん、貴重な一票を大切にしましょう

8月9日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です

投票時間は、午前7時から午後8時まで

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を備えている方です。

- ・日本国籍を有する方
- ・平成7年8月10日以前に生まれた方
- ・選挙人名簿に登録されている方
- ・平成27年4月22日以前から本市に住所を有している方

※平成27年4月23日以降に埼玉県内の他の市町村に転出した方(1回のみ)で、本市の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」があれば本市で投票できます。

投票所「入場券」を郵送します

投票所「入場券」は、告示日に合わせて各家庭に郵便でお届けします。入場券は、投票所の混雑緩和のために発行するもので

す。届いた入場券は開封して切り離し、それぞれ本人の分をお持ちください。万一、入場券が届かなかったり、紛失したりしても、選挙権のある方は投票することができません(入場券が届いていても、転出などにより投票できない場合があります)。

※入場券を紛失してしまった方は、投票日当日に投票所の係員に申し出てください。

※入場券に点字シールを貼って発送することができませんので、希望する方は早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

投票所

投票は、投票所入場券に印刷してある投票所で行ってください。なお、7月13日以降に市内で住所を変更した場合、前の住所における投票所での投票となりますのでご注意ください。

※転居したときは、入場券が届かない場合があります。転居するときには郵便局に

届け出を行ってください。

ご利用ください期日前投票

投票日に次のような理由がある方は、期日前投票所(市役所敷地内)で投票ができます。ご利用の際は、投票所入場券をご持参ください。入場券が届いていない場合は、身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をお持ちください。

- ・仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方
 - ・レジャーなどのため、自分が住んでいる投票区の区域外に旅行、滞在する方
 - ・病気、出産、身体の障害などのため、歩行が困難な方
 - ・市外の住所に居住している方(県外の場合、投票できません)
- ※投票の際には、投票所に用意されているカード(宣誓書兼請求書)にその場で記入し、提出していただく必要があります。なお、事前に記入したい方は

点字投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。この場合、点字で投票を行う旨を投票管理者に申し出てください。

代理投票

身体の障害などで、自分で投票用紙に記入できない方のために代理投票の制度があります。投票管理者に申し出ることで、自分の投票したい候補者の氏名を投票所の係員が代理で記入し、投函します。期日前投票でも代理投票をすることができます。

ご覧ください選挙公報

選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みで各家庭にお届けします。また、新聞を購読していない場合は、市役所、各公民館などに選挙公報を備えておきますので、ご利用ください。

※郵送による配布を希望する方は、選挙管理委員会へご連絡ください。

不在者投票

指定を受けた病院や老人福祉施設に入院・入所中の方、出張などで市外に滞在して投票できない方のために、施設、市外の選挙管理委員会投票を行う不在

者投票の制度があります。詳しくは、施設または選挙管理委員会へ問い合わせください。

こんな投票は無効です

- ・せっかく投票しても、次のようなものは無効となりますので、ご注意ください。
- ・所定の用紙を用いない投票
- ・候補者でない者の氏名を書いた投票
- ・2人以上の候補者の氏名を書いた投票
- ・候補者の氏名その他に余計なことを書いた投票
- ・自分で書かない投票
- ・誰の氏名を書いたか分からない投票
- ・白紙の投票
- ・単に雑事、記号、符号を書いた投票

選挙の開票

▼日時 8月9日(即日開票)午後8時50分から
▼場所 行田グリーンアリーナ

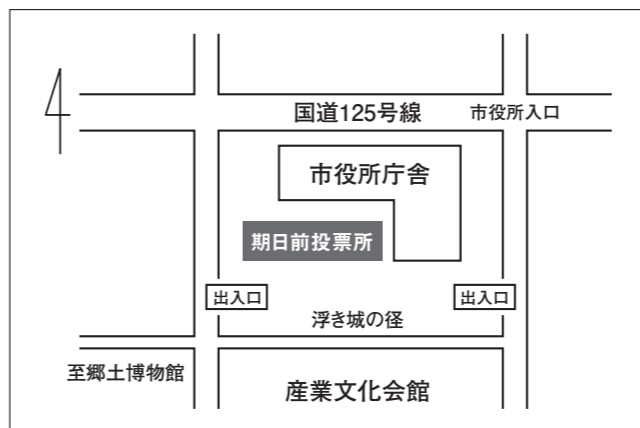
投・開票速報

投・開票状況については、選挙期日にテレビホンサービスを行います。
▼電話番号 ☎0180-994-855
(通話料がかかります)
※なお、市ホームページにも掲載します。

▼問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)

投票区・投票所一覧

| 投票区 | 投票所名 |
|--------|-----------|
| 第1投票区 | 商工センター |
| 第2投票区 | 中央小学校 |
| 第3投票区 | 持田公民館 |
| 第4投票区 | 西小学校 |
| 第5投票区 | 太井公民館 |
| 第6投票区 | 泉小学校 |
| 第7投票区 | 忍・行田公民館 |
| 第8投票区 | 佐間公民館 |
| 第9投票区 | 婦人ホーム |
| 第10投票区 | 東小学校 |
| 第11投票区 | 長野公民館 |
| 第12投票区 | 桜ヶ丘公民館 |
| 第13投票区 | 星河公民館 |
| 第14投票区 | 谷郷小橋団地集会所 |
| 第15投票区 | 北小学校 |
| 第16投票区 | 星宮公民館 |
| 第17投票区 | 北河原公民館 |
| 第18投票区 | 下中条農村センター |
| 第19投票区 | 須加公民館 |
| 第20投票区 | 荒木公民館 |
| 第21投票区 | 藤原町中央会館 |
| 第22投票区 | 太田公民館 |
| 第23投票区 | 地域文化センター |
| 第24投票区 | 富士山農村センター |
| 第25投票区 | 埼玉公民館 |
| 第26投票区 | 野文化センター |
| 第27投票区 | 下忍公民館 |
| 第28投票区 | 南河原公民館 |
| 第29投票区 | 犬塚集会所 |



期日前投票所

▼投票期間および投票時間
7月24日(金)～8月8日(土)の午前8時30分～午後8時

市ホームページから宣誓書兼請求書を印刷し、自筆で記入したものをお持ちください。

梅雨明けから熱中症・危険シーズンの到来です ～まわりの人にも注意の声掛けを～

市では、6月16日に行田市熱中症予防対策推進大会で「熱中症予防対策宣言」を行いました。今後も市を挙げて熱中症予防対策に取り組んでいきます。

まだ暑さに体が慣れていないことから、「梅雨の合間に突然気温が上昇した日」や「梅雨明けの蒸し暑い日」などは、熱中症患者が急増する要注意日です。自身の体調を守るだけでなく、周りの方にも注意を呼び掛けましょう。

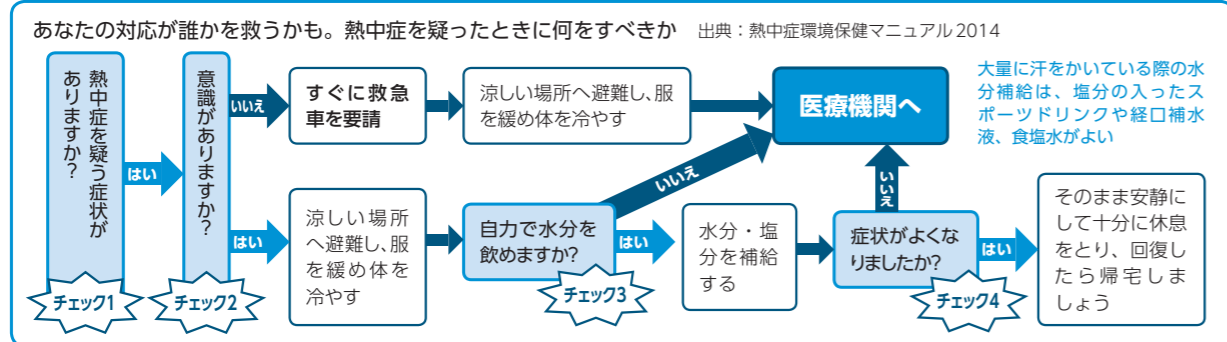
今月の熱中症スローガン 梅雨明け 高温 高湿度 みんなで声掛け 「水分とってる?」

その症状、熱中症? すぐに対処を

人の体は暑さを感じると、汗をかいて熱を発散させ体温を下げようとします。汗の中には水分と塩分(ナトリウム)が含まれているため、大量の汗をかくことで体内の水分・塩分を失い、体液バランスが崩れてしまうのです。これらを補給しないまま汗をかき続けると、やがて脱水状態となり「熱中症」といわれるさまざまな症状を引き起こします。軽度で水分補給や冷却などの対処ができれば改善可能ですが、熱中症の状態を放置したままですとさらに悪化の一途をたどり、最終的には死に至ってしまう恐ろしいものなのです。

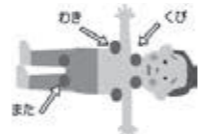
熱中症の症状

| 重症度 Ⅰ度 | 重症度 Ⅱ度 | 重症度 Ⅲ度 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 手足がしびれる めまい、立ちくらみがある 筋肉のこむら返りがある(痛い) 気分が悪い、ボーとする | <ul style="list-style-type: none"> 激しい頭痛がする 吐き気がする、吐く 体がだるい 意識が何となくおかしい | <ul style="list-style-type: none"> 意識がない 体がひきつける(けいれん) 呼び掛けに対し返事がおかしい 真つまずく歩けない、走れない 体が熱い |



体の冷却方法

大きな血管の通っている首・脇の下・足の付け根などを氷や保冷剤で冷やすことにより、全身を通る血液を冷やすことができます(外出先で保冷剤などがない場所では、自動販売機で購入した冷えた飲み物を当てることも代用できます)。※皮膚に直接冷たいものを当てると低温やけどの可能性がありますので、タオルやハンカチで巻いてから当てましょう。



わたしは熱中症にならない...そう思っていますか

熱中症で搬送される割合で多いのは、高齢者や乳幼児だけではありません。スポーツをしている10代の方や日なたで作業を行っている若い世代でも多くみられています。その日の体調や、体温調節に影響のある持病および内服などにより、誰でも熱中症になる可能性があります。小まめな水分補給を欠かさないようにしましょう。

熱中症になりやすい人

- ・乳幼児や高齢者
- ・太り気味
- ・体調不良(二日酔い、寝不足など)
- ・脱水状態(下痢など)
- ・心肺機能が腎機能が低下している
- ・自律神経や循環機能に影響を与える薬を飲んでいる



市内各公民館で「クールオアシス」実施中

熱中症を疑う症状が起きた場合、すぐに涼しい場所で休んでしっかりと水分補給することが大切です。市内各公民館には保冷剤や経口補水液などを入れた「熱中症対策応急キット」を配置していますので、外出中に気分が悪くなった場合などは、気軽に近くの公民館にお立ち寄りください。

今月のキーワード 「行田も」

※「市報ぎょうだ」6月号から8月号を通じてキーワードを出します。言葉をつなげて応募した方の中から抽選で大豆機能食品を差し上げます。8月号に応募方法を掲載しますので、どうぞご応募ください。

▶問い合わせ 保健センター保健づくり支援担当(市役所内・内線378)

ふるさと納税による寄附をした方に 記念品を贈呈します

「市報ぎょうだ」4月号で、ふるさと納税による寄附をした方への記念品を募集したところ、農産物や加工品など30品の応募をいただきました。これに伴い、市では7月から、ふるさと納税による寄附をした方へ記念品の贈呈を開始します。

▶記念品の贈呈対象

7月1日(水)以降、市内・市外在住を問わず本市へのふるさと納税として1万円以上の寄附を行った方

▶記念品贈呈基準

寄附額1万円に付き1点(寄附額が2万円であれば2点、5万円であれば5点)の記念品を贈呈します。※記念品贈呈は10点(10万円分)が上限です。


▶贈呈記念品

農産物、加工品、イベント体験など30品(詳細は市ホームページを参照)

▶問い合わせ

企画政策課企画・改革担当(内線309)

▼問い合わせ 公平委員会事務局(監査委員事務局内・内線324)



岩見 徹氏

6月定例市議会において同意を得て、公平委員会委員として岩見徹氏(富士見町)が再任されました。

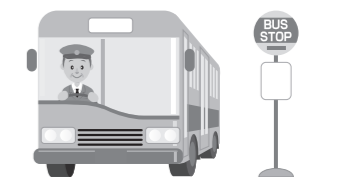
岩見徹氏が公平委員会委員に再任されました

行田市敬老祝賀式典を開催します

市では、平成27年度敬老祝賀式典を次のとおり開催します。当日は、敬老模範家庭、三夫婦世帯および金婚夫婦の方を表彰するとともに、アトラクションを予定しています。なお、敬老模範家庭および三夫婦世帯は、自治会長および地区民生委員からの推薦に基づき選考し、金婚夫婦は対象者からの申請に基づき招待しています。

- ▶日時 9月5日(土)午前10時
- ▶場所 「みらい」文化ホール
- ▶問い合わせ 高齢者福祉課高齢福祉担当(内線225)

市民の大切な公共交通である 路線バスを利用しましょう



通勤・通学者や高齢者などの日常生活における移動手段として重要な役割を担っている路線バス。しかし、現在はマイカーの普及や人口減少などに伴い、路線バスの利用者は年々減少し続けています。「私は自分の車があるから、路線バスを利用することはない」と思っている方もいるかもしれません。でも、想像してみてください。年齢を重ね自分が車を運転できなくなってしまう姿。そんなとき、日常生活の足となるのが、路線バスです。ここで皆さんと一緒に市民の大切な公共交通である路線バスについて考えてみませんか。

路線バス利用による効果

路線バスは一度に多くの人を運ぶことができるため、一人ひとりが自家用車を利用する場合と比較して、二酸化炭素の排出量を抑制することができるなど、環境負荷の軽減効果が期待できます。また、路線バスの利用により自家用車の利用が抑制されれば、交通渋滞を緩和したり交通事故を減少したりすることができるのです。

市民の皆さんへメッセージ

「普段路線バスを利用することはないけど、無くなると不便になるので存続してほしい」という思いだけでは、大切な公共交通である路線バスを維持することはできません。市ではバス事業者に対して、利用者の利便性を向上させ利用促進を図るために、始発便を早めたり最終便を遅くしたりと利用者のニーズに合った運行時刻の見直しを要望していきます。市民の皆さんも、日常生活の足となる路線バスを存続させるために、普段から移動するときは、積極的に路線バスを利用するなどのご協力をお願いします。

▶問い合わせ 地域づくり支援課くらし安心担当(内線252)

i広報紙を導入します

市では、7月からスマートフォンやタブレット端末のアプリケーション「i広報紙」による「市報ぎょうだ」の配信を開始しました。これにより、さらに気軽に市の情報を手に入れることができるようになりました。ぜひ、手軽で便利な「i広報紙」をご活用ください。



平成27年4月号からご覧になれます。

こんな便利な機能があります

- 最新号の市報が自動で端末に届けられます。
- 記事や画像を切り取り、保存することができます。
- 居住地として設定した地域の電話帳を使うことができます。

▶利用手順

「App store」または「Google play」から「i広報紙」のアプリをインストールします。(無料)



- アプリを起動し、「性別」「生年月」「興味のある分野」を入力します。
- 「お住まいの地域」を行田市に設定します。

登録完了……毎月、自動的に「市報ぎょうだ」の最新号が配信されます。

▶その他

- 「i広報紙」は、アプリ内に広告が表示されます。この広告は、アプリ運営のためのもので、本市との関係はありませんのでご了承ください。
- アプリは無料ですが、情報の受信には通信料がかかりますので、ご注意ください。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

指定管理者公募のお知らせ

指定管理者制度とは、文化施設や体育施設などの公の施設の管理運営を、民間事業者などを含む団体に委ねる制度です。多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としています。

▶指定管理者の公募 次の「公募施設一覧表」に掲載している公の施設について、平成28年度から平成32年度まで5カ年の指定管理者を公募します。募集要項、仕様書などは担当課で配布(市ホームページでも閲覧)しています。詳細は、担当課に問い合わせください。

公募施設一覧表

| 公募期間 | 施設名 | 担当課 |
|-------------------|--------|-------|
| 7月27日(月)～8月31日(月) | 古代蓮の里 | 都市計画課 |
| | 商工センター | 商工観光課 |

▶問い合わせ 古代蓮の里の指定管理者公募については都市計画課(内線5602)、商工センターの指定管理者公募については商工観光課(内線383)

ご参加ください 「市政懇談会」

市民の皆さんの声を聴き、市政について意見交換を行う「市政懇談会」に参加してみませんか。

次の地区を対象に懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

▶開催日時・場所

【南河原地区】7月29日(水)午後7時～8時30分・南河原公民館

【忍地区】8月10日(月)午後7時～8時30分・忍・行田公民館

▶対象 該当地区に住んでいる方

▶その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)



市内施設めぐりの参加者を募集します

夏休み期間中に市内の小学生を対象として「市内施設めぐり」を行います。参加者の皆さんから事前に期日や訪問する施設をお聞きした上で実施しますので、グループ単位で申し込みください。

▶期 日 7月24日(金)～8月28日(金)(土・日曜日を除く)の1日

▶内 容 市の施設をはじめ、市内に点在する施設を見学し、理解と認識を深めます。

▶対 象 市内の小学生

▶定 員 1組10人以上(保護者または責任者が最低1人同伴のこと)※定員に満たない場合は中止

▶参加費 無料(昼食は各自用意)※施設により入館料がかかる場合があります。

▶その他 日程により見学できない施設があります。

▶申し込み 7月17日(金)までに代表者の氏名、住所、電話番号、参加人数を明記の上、FAXまたはEメールで広報広聴課【FAX】550-2116【Eメール】koho@city.gyoda.lg.jp※電話での申し込みも可

▶問い合わせ 同課広報広聴担当(内線318)



「市長への手紙」④6

このコーナーは、手紙や電子メールなどにより、市長へご意見・ご提言などをいただいたものの中から、その一部を紹介するものです。なお、原則として回答を希望するものを紹介しています。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

意見

全国的に過疎の進んでいる中、企業誘致など今後の行田市の展望についてどのように考えているのか。

回答

平成25年度から企業立地奨励金制度を実施しており、新たな企業を市内に誘致することで、雇用の創出、税収の増、地域経済の活性化、人口減少対策などさまざまな効果があると考えています。

具体的には、土地・建物などに課税される固定資産税などの税額相当額を事業開始の翌年度から3年間交付する「施設設置奨励金」や、事業所を設置するために土地を購入した場合、その2分の1相当額を交付する「用地取得奨励金」、さらには市民を新たに正社員として雇用した場合に交付する「雇用促進奨励金」など全8種類の奨励金による優遇措置を講じています。また、このような取り組みとともに、農業・商業・工業・観光および各産業の連携における現在の課題や将来像を整理し、それを実現するためのさまざまな具体的な施策や考え方などを示した「行田市産業振興ビジョン」を策定しました。

意見

「行田グリーンアリーナ」トレーニング室のランニングマシンやバイクなど、トレーニング機器の半数が不良である。メンテナンスをしっかりと行ってほしい。

回答

「行田グリーンアリーナ」トレーニング室のトレーニング機器のメンテナンスは、保守点検業者による定期的な点検を行っており、不具合のある機器は早急に修繕を実施しています。また、使用ができなくなった機器も、トレーニング室からの撤去を予定しています。これからも、皆さんが快適にグリーンアリーナのトレーニング室を利用できるように、環境づくりに努めていきます。

意見

子育て支援制度について、市外からの転入世帯に40万円の支援があるが、市内に住んでいる世帯には支援がないのか。

回答

本市の人口減少の大きな要因となっている転入者の減少傾向に歯止めをかけ、転入者を呼び込むため、子育て世帯定住促進奨励金制度を3年間の時限措置として奨励金の交付を実施しています。また、市内在住の子育て世帯の方が、市内事業者の施工による住宅を取得した場合は、住宅取得価格の5パーセント、限度額20万円の奨励金を用意しています。

なお、平成27年度は本制度の最終年度となります。今後とも市内在住の方には、出産から子育てまでの切れ目のない支援や教育環境の充実力を入れ、他市にはない魅力ある施策を展開し、本市に住み続けたいような、選ばれまちづくりを進めていきます。

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給している方は、現況届または所得状況届の提出が必要となります。7月下旬以降に案内通知を送付しますので、受付期間中に必ず提出してください。

いずれの手当も、支給を受けようとする本人の申請が必要で、申請した月の翌月から支給されます。該当すると思われる方は、子育て支援課へ問い合わせください。

児童扶養手当

児童扶養手当は、次のいずれかに該当する満18歳未満の子どもを育てている父、母または養育者へ支給される手当です。申請時には、市役所で職員が生活状況などの聞き取り調査を行います。申請可能かの相談も含め、事前に子育て支援課へ連絡の上、ご来庁ください。なお、申請する方の所得の状況などによっては、支給できない場合があります。

【該当する子ども】

- ・父母が婚姻を解消した子ども
 - ・父または母が死亡した子ども
 - ・父または母が一定の障害をもっている子ども
 - ・父または母が配偶者からの暴力(DV)被害者の子ども
 - ・母が婚姻によらないで妊娠した子ども
- ※婚姻には、事実上婚姻関係と同様の状況にある場合(内縁関係など)を含みます。また、本手当受給後に、事実婚の状況などが明らかになった場合は、既に支給された手当は返還していただきます。

【次の場合は受給できません】

- ・申請される方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
 - ・子どもが児童福祉施設などに入所しているとき
- ※公的年金などを受給している場合は、手当が支給されない場合があります。

【支給額】 平成27年4月1日現在

| 児童数 | 全部支給 | 一部支給 |
|------|-----------------------------------|---------------------------|
| 1人 | 42,000円 | 41,990円～9,910円 |
| 2人 | 47,000円 | (41,990円～9,910円) + 5,000円 |
| 3人以上 | 1人につき3,000円加算 (2人目の児童数の支給額に加算) | |

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定の障害がある満20歳未満の子どもを育てている方へ支給される手当です。申請には、医師の診断書が必要な場合がある他、障害者手帳の交付を受けていても本手当の支給対象とならない場合があります。該当すると思われる方は、障害者手帳を持参の上、子育て支援課へご来庁ください。

【次の場合は受給できません】

- ・申請される方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
- ・子どもが障害による公的年金を受給できるとき
- ・子どもが児童福祉施設などに入所しているとき

【支給額】 平成27年4月1日現在

| 等級 | 手当額 |
|----|---------|
| 1級 | 51,100円 |
| 2級 | 34,030円 |

ひとり親家庭等児童養育手当の申請はお済みですか？

ひとり親家庭等児童養育手当は、次のいずれかに該当する小・中学生の子どもを育てている保護者へ支給する手当です。受給には申請が必要で、申請月から支給されますので、該当される方は子育て支援課へ申請してください。

また、本手当を現在受給している方には、現況届提出の案内通知を送付しますので、受付期間内に提出してください。

【支給額】死別の場合 月額6,000円

離婚・未婚の場合 月額3,000円

【該当する子ども】

- ・父、母または父母の双方が死亡した子ども
- ・父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む)を解消した子ども
- ・母が婚姻によらず出産した子ども

【次のような場合は受けられません】

- ・保護者が生活保護を受給している世帯の場合
- ・保護者の現年度(4月分から7月分の手当については前年度)の市町村民税の所得割が課税されている場合

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線292)

「臨時福祉給付金」の申請について

消費税率の引き上げによる、低所得者の経済的負担を緩和するために支給される「臨時福祉給付金」の申請方法についてお知らせします。7月下旬に、支給対象と思われる方に給付金申請に関する書類を郵送しますので、該当する方は申請してください。

▼対象 平成27年1月1日現在、本市の住民基本台帳に登録されており、平成27年度個人市民税(均等割)が課税されていない方。ただし、次の方は対象になりません。

- ・個人市民税(均等割)が課税される方の扶養親族など
 - ・生活保護を受けている方
- ▼給付額 支給対象者1人につき6千円
- ▼受付期間 8月3日(月)～平成28年2月1日(月)
- ▼申請先 福祉課
- ▼その他

・支給については要件があります。申請を行っても支給対象とならない場合があります。

・平成27年1月1日現在、本市に住民登録をしていない方は申請できませんので、1月1日に住んでいた市区町村へ問い合わせください。また、受付期間以外の申請もできません。

ご注意ください
「臨時福祉給付金」の振り込み詐欺や、個人情報情報の搾取にご注意ください。また、自宅や職場などに市役所や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたりした場合は、行田市役所や行田警察署警察相談専用電話(#9110)へ連絡してください。

▼問い合わせ

- ・給付金制度については、厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-0371-192
- ・申請方法については、同課臨時福祉給付金担当(内線458)



介護者教室を開催します

高齢者が在宅で安心して暮らしていけるよう、介護の知識や技術などを学ぶ教室を開催します。実際に介護をしている方や介護について関心のある方は、ぜひご参加ください。

▶日時 7月29日(水)午前10時～11時30分

▶場所 忍・行田公民館

▶内容

【～楽ちん介護 Part 4～入浴編】介護をもっと快適にするために、入浴の安全な介助方法などを学びます。また、訪問入浴のデモンストラーションも行います。

▶定員 20人

▶費用 無料

▶持ち物 筆記用具

▶申し込み・問い合わせ 地域包括支援センター ふうみいゆ ☎558-0088

▶この記事に関する問い合わせ 高齢者福祉課 地域支援担当(内線278)

女性活躍推進事業 第1回セミナー参加者募集

7月25日(土)にVIVAぎょうだ学習室で、女性の多様な働き方を支援するためのセミナーを開催します。

女性の再就職チャレンジセミナー 私も再就職

【第1部】 意識編～私も再就職～仕事とのいい関係づくり

▶時間 午前10時～正午

【第2部】 スキル編～就活スキルアップ～履歴書・面接・コミュニケーション

▶時間 午後1時～3時

【第1部、第2部いずれも】

▶講師 油井文江さん(株ゆいアソシエイツ代表)

▶定員 30人

▶参加費 無料

▶申し込み 7月7日(火)～23日(木)に直接または電話でVIVAぎょうだ(7月13日(月)・21日(火)は休館)※ひととき保育(2歳以上の未就学児の保育・無料)の申し込みは7月17日(金)まで

▶問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556-9301

幼稚園就園奨励費を支給します

市では、幼稚園教育の普及・充実ならびに保護者の負担を軽減するため、市内外の幼稚園にお子さんを通園させている家庭に保育料の一部を補助しています。なお、補助金額は市民税の課税額に応じて変わります。

▼申請方法 幼稚園を通じて申請してください(市内幼稚園には申請用紙を配布済み)。なお、市外の幼稚園へ通園している家庭で、申請していない方は教育総務課にご連絡ください。

▼問い合わせ 同課財務施設担当 ☎556-8311



行田市市民公益活動推進委員会の委員を募集します

市では、市民、NPOおよび地域活動団体がさまざまな分野で行う市民公益活動を支援し、協働のまちづくりを推進するための組織として「行田市市民公益活動推進委員会」があります。

市民の皆さんの活動がさらに広がるよう、さまざまな取り組みを行うための委員を募集します。委員になって、一緒に市民公益活動を盛り上げてみませんか。

▶募集委員

- ①公募市民選出委員(応募日現在、市民公益活動を行う団体に所属していない方)
- ②市民公益活動団体選出委員(NPO法人、行田市市民公益活動登録団体に所属している方。ただし、同一の団体からは1人のみ選出)※団体に所属している方は公募市民枠では応募できません。

- ▶応募資格 ①②とも次の要件を全て満たす方
 - ・市内在住・在勤・在学中で、平成27年7月1日現在満18歳以上の方
 - ・平日の昼・夜間、休日に開催する会議(約2時間)

に出席し、意見の発言ができる方※平成25年度は7回、平成26年度は4回会議を開催

- ・委員会が主体となって行うイベントに参加するなど、一緒に活動ができる方
- ・応募日現在、既に本市の他の附属機関の委員でない方
- ・市議会議員および市職員でない方

- ▶募集人数 ①5人②10人
- ▶任期 委嘱した日から2年間
- ▶応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、募集枠(①または②)、市民公益活動に関する考え(400字程度)を記入した書類(様式自由)を7月31日(金)までに持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市地域づくり支援課【FAX】556-3083【Eメール】chiikizukuri@city.gyoda.lg.jp
- ▶選考方法 書類審査の上決定し、結果は応募者全員にお知らせします。
- ▶問い合わせ 同課協働推進担当(内線253)

第65回 「社会を明るくする運動」 行田地区大会

- ▶日時 7月18日(土)午後1時30分～4時
- ▶場所 「みらい」文化ホール
- ▶内容
 - 【第1部】大会セレモニー
 - 【第2部】笹島千代子さん(青少年育成アドバイザー)による講演「子供たちの幸せを願って」、忍中学校吹奏楽部による演奏
- ▶入場料 無料
- ▶主催 「社会を明るくする運動」行田地区推進委員会
- ▶その他 午前9時～正午、中央公民館第3学習室(「みらい」内)で、保護司会・更生保護女性会が犯罪や非行に関する相談を受け付けます。
- ▶問い合わせ 福祉課トータルサポート推進担当(内線285)



行田市情報公開・個人情報保護運営審議会の委員を募集します

「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会」は、情報公開・個人情報保護制度の運営状況や重要事項の調査審議を行い、両制度の適正で円滑な運営を行うために設置されています。そこで、市民の皆さんに市の情報公開・個人情報保護制度のあり方を検討いただくとともに、制度への意見を取り入れるため、次のとおり委員を募集します。

- ▶応募資格 次の要件を全て満たす方
 - ・市内在住・在勤・在学中で、平成27年7月1日現在満18歳以上(高校生を除く)の方
 - ・情報公開・個人情報保護制度に関心があり、平日昼間に開催する会議に出席できる方
 - ・応募日現在、他の附属機関の委員になっていない方
 - ・市議会議員および市職員でない方
- ▶募集人数 2人
- ▶任期 2年(平成27年10月1日～平成29年9月30日)
- ▶応募方法 市政情報コーナーで配布している「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会委員応募用紙」(市ホームページダウンロード可)に必要事項を記入の上、7月24日(金)(必着)までに持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市総務課【Eメール】somu@city.gyoda.lg.jp
- ▶選考方法 応募動機などを参考に選考し、結果は応募者全員にお知らせします。
- ▶問い合わせ 同課文書管理担当(内線218)

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が軽減されます

国民健康保険被保険者証をお持ちの方へ

国民健康保険に加入している70歳未満の方が通院・入院する際、事前に申請すると「国民健康保険限度額適用認定証」が交付され、1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなります。

また、市民税非課税世帯(世帯主と国民健康保険被保険者全員が非課税)の場合には、入院時の食事代も併せて軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成27年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者で市民税非課税世帯に属している方は、申請により通院・入院時の1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなり、食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成27年7月31日の認定証をお持ちの方で、8月以降も適用になる方には、7月中に新しい認定証を送ります。

▶申請に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
- ▶問い合わせ 国民健康保険については保険年金課国保担当(内線271)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226)

後期高齢者医療制度に加入の被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日(土)に更新となることから、新しい保険証を7月中に送付します。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割となります。

このうち、負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合は、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(金)までに保険年金課へ申請してください。

※8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が3割から1割となる場合

- 【同じ世帯に被保険者が2人以上】被保険者の平成26年中の収入合計額が520万円未満
- 【同じ世帯に被保険者が1人で次のいずれかに該当】
 - ①被保険者本人の平成26年中の収入額が383万円未満
 - ②①に該当しない方で、70～74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の平成26年中の収入合計額が520万円未満

▶申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・確定申告の写しなど収入が確認できる書類
- ▶問い合わせ 同課医療担当(内線226)



70歳以上の国民健康保険加入者の皆さんへ

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日(土)に更新となることから、新しい受給者証を7月中にお届けします。医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により2割または3割となります。このうち、負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合は、申請により負担割合が2割となりますので、7月31日(金)までに保険年金課へ申請してください。8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

昭和19年4月1日以前生まれの方の負担割合は、特例措置により2割が1割に据え置かれています。

- ▼申請により負担割合が3割から2割となる場合
 - 【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上】被保険者の平成26年中の収入合計額が520万円未満
 - 【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が1人】被保険者本人の平成26年中の収入額が383万円未満
 - 【同じ世帯に後期高齢者医療制度に加入している者がいる世帯の方】世帯の収入状況により2割となる場合があります。
- ▼申請に必要なもの
 - ・国民健康保険高齢受給者証
 - ・印鑑(朱肉を使用するもの)
 - ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類
- ▼問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271)

食生活改善推進員(ヘルスマイト) 養成講座

健康の基本である食について、自分のため、家族のため、地域の方のために学んでみませんか。「調理実習をしたい」「生活習慣病を予防したい」「地域の人と交流を深めたい」など、興味のある方は気軽にご参加ください。

| 日時 | 内容 | 場所 |
|--------------------------|---|---------------------------------|
| 7月22日(水) 午前9時30分～午後3時 | ・開講式 ・オリエンテーション ・調理実習 | VIVAぎょうだ調理室 |
| 8月～平成28年2月 | 食事だけでなく、医師や歯科医師の講話、調理実習、運動実習など、楽しく健康全般の知識を高めることができる講座を各自選択(月2回程度を予定)。 | ・保健センター ・VIVAぎょうだ ・商工センター |
| 平成28年2月 | 閉講式 | |

※8月から平成28年2月に実施する講座の開催時間や内容などの詳細については、確定次第お知らせします。

対象 市内在住で修了後ボランティア活動が可能なる方
定員 20人(先着順)
費用 1,500円(テキスト代、食材費)
持ち物 筆記用具、エプロン、三角巾、スリッパ
申し込み 7月15日(水)までに電話で保健センター

歯ッピー教室

「乳幼児期の乳歯は生え変わるから虫歯になっても大丈夫、子どもも磨くと嫌がるし」と考えていませんか。乳歯を健康に保つことは、子どもの将来の歯の健康にとってとても大切なことです。虫歯予防の話と歯磨きのコツをお伝えします。

日時 7月30日(水)午後1時～2時30分(午後0時45分から受け付け)
場所 保健センター
対象 市内在住で、歯に関心のある乳幼児とその保護者
定員 20人(先着順)
その他 ・参加者には、歯ブラシを差し上げます。
 ・保育の必要な方は申込時に伝えてください。
 ・親子のよい歯のコンクールの表彰式を併せて行います。
申し込み 7月6日(月)から直接または電話で保健センター



行田市健康増進計画・食育推進計画 策定委員会の委員を募集します

市では、平成23年3月に策定した「行田市健康増進計画・食育推進計画」に基づいて、健康づくりと食育の推進に取り組んでいます。このたび、計画期間が終了することから、5年間の総合評価を行い、新たな計画の策定をするため、市民の皆さんから委員会の委員を募集します。

応募資格 市内在住の満20歳以上で、平日昼間開催する会議に出席できる方。ただし、次の方は応募できません。
 ・応募日現在、既に本市の審議会などの委員の方
 ・市議会議員および市職員

募集人数 2人

任期 計画策定が完了するまで(策定完了は平成28年3月を予定)

応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、応募理由(400字以内)を記入した書類(様式自由)を、7月31日(金)(必着)までに、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-0023 行田市長野2-3-17 行田市保健センター【FAX】555-2551【Eメール】hoken-s@city.gyoda.lg.jp

選考方法 書類審査の上決定し、結果は応募者全員にお知らせします。なお応募書類は返却しません。

ご利用ください ことばの相談

保健センターでは、言葉について心配のある小学校入学前のお子さんを対象に、言語聴覚士による個別相談を実施します。

例えば
 ・おしゃべりするけれど、発音がはっきりしない
 ・発音に誤りがある(例えば、「さかな」を「たかな」、「かさ」を「たさ」など)
 ・言葉が遅い
 ・言葉が詰まって話しにくいことがある など
 ※発音は4～5歳くらいで上手になります。4～5歳のお子さんに発音のこつをお話します。

日時 7月22日(水)、8月6日(水) ※時間は申し込みの際にお知らせします。
場所 保健センター
申し込み 7月17日(金)までに電話で保健センター



保健案内

保健センター
 長野2-3-17
 TEL:553-0053
 FAX:555-2551



デング熱予防のため、蚊に注意しましょう

平成26年度は、約70年ぶりにデング熱の国内感染が確認され、全国で160人、埼玉県内でも14人の感染者が報告されました。

デング熱は、蚊の媒介によって感染する急性の感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などの症状が出ます。潜伏期間は2日から15日で、多くは3日から7日です。デングウイルスに感染した患者を蚊が吸血すると、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊が他者を吸血することで感染します。人から人へ直接感染する病気ではありません。もし、蚊に刺されて高熱などの症状が出た場合は、早めに医療機関を受診してください。

デング熱を予防するために

- ◎緑の多い木陰や「やぶ」など、蚊の発生しやすい場所に立ち入る際は、次のことに気を付けましょう。
 - ・長袖シャツ、長ズボンなどを着用し、肌を露出しないようにしましょう。
 - ・素足やサンダル履きはできるだけ避けましょう。
 - ・必要に応じて虫除け剤などを使用しましょう。
- ◎室内の蚊の駆除を心掛けましょう。
- ◎蚊の幼虫の発生源となる水たまりを作らないようにしましょう。

子どもの健康

乳幼児健診

健診名 4カ月児健診、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

その他 転入されたお子さんと、前住所地で受診していない方は保健センターにご連絡ください。

乳幼児相談(要申し込み)

日時 8月10日(月)午前9時30分～11時
対象 小学校入学前のお子さん

離乳食教室(初期)(要申し込み)

日時 8月6日(水)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)
対象 平成27年2月15日～3月14日生まれのお子さん

※いずれも場所は保健センター

おとなの健康

こころの相談(要申し込み)

日時 7月17日(金)
 ※時間は申し込みの際にお知らせします。
場所 保健センター
対象 いつも不安、夜眠れない、生活のリズムが乱れている、自分の性格や人間関係に悩んでいる、飲酒量が多くやめられないなど、こころに悩みのある方
その他 随時、電話での相談も受け付けます。

休日急患診療

| 期日 | 医療機関名 | 期日 | 医療機関名 |
|----------|-------------|---------|-------------|
| 7月19日(日) | 清幸会行田中央総合病院 | 8月2日(日) | 壮幸会行田総合病院 |
| 7月20日(月) | 壮幸会行田総合病院 | 8月9日(日) | 清幸会行田中央総合病院 |
| 7月26日(日) | 清幸会行田中央総合病院 | | |

- ・診療科目……内科、小児科、外科
- ・診療時間……午前10時～午後5時
 ※医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせください。
- ・清幸会行田中央総合病院 ☎553-2000
- ・壮幸会行田総合病院 ☎552-1111
- ◇夜間などの急病やけがで受診できる医療機関を知りたいとき
- ・行田市消防署 ☎550-2123
- ・埼玉県救急医療情報センター ☎048-824-4199
- ◇埼玉県小児救急電話相談【#8000】
- ・県内どこからでも【#8000】をプッシュすると相談窓口につながります(携帯電話可)。
- ・相談時間【月～土曜日】午後7時～翌日午前7時
 【日曜日、祝日】午前7時～翌日午前7時
- ◇埼玉県大人の救急電話相談【#7000】
- ・県内どこからでも【#7000】をプッシュし、音声ガイダンスに従ってボタン1を押すと相談窓口につながります(携帯電話可)。
- ・相談時間【毎日】午後6時30分～10時30分

血液サラサラ教室

～動脈硬化化になりませんが知って得する生活習慣～

動脈硬化を放っておくと、心疾患や脳血管疾患を引き起こす可能性があり、大変危険です。今からできる動脈硬化の予防・改善法を学びませんか。

| | 期日 | 内容 |
|-----|----------|---------------------------------------|
| 1日目 | 8月5日(水) | 医師講話 「動脈硬化予防と改善で血液サラサラ！」 |
| 2日目 | 8月25日(水) | 栄養士・保健師講話 「あなたの血液サラサラ度をチェックしてみよう！」 |

※2日間で1コースです。

開催時間 午後1時30分～3時30分
場所 商工センター403研修室
対象 市内在住の方
定員 30人(先着順)
持ち物 健康手帳、筆記用具
申し込み 直接または電話で保健センター



夏休み一日消防士体験を開催します

- ▶日時 8月7日(金)
午前9時～午後4時30分
- ▶場所 消防本部他
- ▶内容 レスキュー訓練、放水訓練、応急手当訓練、県防災学習センター(鴻巣市袋30)での各種災害体験など
- ▶対象 市内の小学4年生から6年生
- ▶定員 100人(先着順)
- ▶持ち物 昼食、飲み物
- ▶参加費 100円(保険料)
- ▶申し込み 7月22日(水)・23日(木)に直接同本部総務課
- ▶問い合わせ 同本部総務課 ☎550-2119

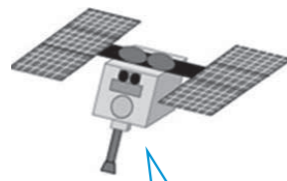


夏休み親子で自由研究「3Rでゴミを減らそう」を開催します

- 市では、ごみの現状と減量化について親子で学ぶ機会となるよう小学生向けに3R推進講座を開催します。ぜひ、ご参加いただき、夏休みの自由研究に活用してはいかがでしょうか。
- ▶日時 7月23日(休)午後2時～4時
- ▶場所 小針クリーンセンター2階会議室
- ▶内容
・3R(リデュース・リユース・リサイクル)について学ぼう
・行田エコタウンってなんだ?
・小針クリーンセンターの見学
・粗大ごみ処理場の見学
- ▶対象 小学3年生から6年生とその保護者
- ▶定員 15組(30人)程度(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶その他 参加者へは3R推進員カードと粗品を贈呈します。
- ▶申し込み・問い合わせ 7月8日(水)～17日(金)に直接または電話で環境課環境政策担当 ☎556-9530

未来にとびたて青少年! はやぶさ講演会を開催します

今や地球の裏側の情報だっすぐに分かってしまう情報化社会にあって、これからの子供たちは世界を超え宇宙を身近に感じ、地球を飛び出す時代がやってきます。そこで、地球や太陽系の誕生を探るために宇宙に飛び立った小惑星探査機「はやぶさ」を題材とした講演会を開催します。



行田では今年の田んぼアートの図柄に小惑星探査機「はやぶさ2」が描かれているよ

- ▶日時 9月23日(水)
- 【1部】午前10時30分～11時30分
【2部】午後1時～2時
- ※1部と2部の内容は同じです。
- ▶場所 古代連合館工作室
- ▶内容 講師の並木道義さん(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構職員)から小惑星探査機「はやぶさ」によるサンプルリターンのエピソードや、後継機「はやぶさ2」の挑戦など、宇宙の魅力についての話を聞きます。
- ▶演題 「小惑星探査機 はやぶさに学ぶ～未来を切り拓く力を～」
- ▶対象 市内の小・中学生とその保護者※小学生は原則として保護者同伴
- ▶定員 1部、2部とも各100人※応募者多数の場合は抽選
- ▶入場料 無料
- ▶主催 行田市、行田市教育委員会、行田市PTA連合会
- ▶後援 田んぼアート米づくり体験事業推進協議会
- ▶申し込み 所定の参加申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、8月20日(木)までに持参、郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。参加決定者には入場証を後日郵送します。※付添いの方も申し込みをしないと入場できませんのでご注意ください。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市教育委員会ひとり支援課【FAX】556-0770
- ▶問い合わせ 同課生涯学習担当 ☎556-8319

小学校の夏休み期間中 つどいの広場 「ひがし」と「さくら」の 場所を変更します

市では、おおむね3歳までの子どもと保護者が自由に遊び、交流できる場として「つどいの広場」を市内5カ所で開設しています。このうち、つどいの広場「ひがし」と「さくら」については学童保育室を利用して、小学校の夏休み期間中は開設できないことから、次のとおり開設場所を変更します。事前予約や申し込みは不要ですので、ぜひご利用ください。

- 一時移転するつどいの広場
- ・つどいの広場「ひがし」
【場所】東学童保育室(東小学校敷地内)からV I V A ぎょうだプレイルーム(佐間3-23-6)に変更
【移転期間】7月22日(水)～8月31日(月)の毎週火・水・金曜日午前9時～午後2時
 - ・つどいの広場「さくら」
【場所】さくら学童保育室(桜ヶ丘小学校敷地内)からつどいの広場みなみかわら(南河原2608-2)に変更
【移転期間】7月21日(火)～8月31日(月)の毎週火・木・土曜日午前9時～午後2時
- ▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線292)

青少年の健全育成と犯罪被害の撲滅に向けて

埼玉県における平成26年中の刑法犯少年の検挙・補導された人数は減少傾向にあるものの、検挙人員に占める中学生の割合が10年連続して高校生を上回り、非行の低年齢化が顕著になっています。また、スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、危険ドラッグなどへの有害情報に接触する危険性の増大やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を使用して誹謗中傷などを書き込む「ネットいじめ」などについても大きな社会問題となっています。

内閣府では7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定めており、各地域においても家庭・地域・学校・行政などが相互に協力・連携して青少年の非行・被害防止の徹底を図る取り組みが集中的に実施されます。明日の行田を担う青少年が地域社会の中で心豊かにたくましく育つことは、市民みんなの願いです。市民の皆さん一人ひとりが、常に青少年の育成に関心を持ち、地域が一体となって青少年の非行防止と健全育成に取り組ましましょう。

- ▶問い合わせ ひとり支援課生涯学習担当 ☎556-8319

第55回「下水道の日」作品コンクールの 作品を募集します

- ▶募集作品 ポスター、書道、作文、標語、新聞
- ▶応募資格 【ポスター・書道】県内の小・中学校に在学する児童・生徒【作文・新聞】県内の小学校に在学する高学年(4年生～6年生)および県内の中学校に在学する生徒【標語】県内在住・在勤・在学の方
- ▶その他 募集要項は埼玉県ホームページをご覧ください。
- ▶申し込み 9月16日(水)までに持参または郵送(標語のみEメールでも可)で提出してください。【持参・郵送】〒338-0837 さいたま市桜区田島7-2-23 公益財団法人埼玉県下水道公社経営企画課作品コンクール担当【Eメール】master@saitama-swg.or.jp
- ▶問い合わせ 同公社経営企画課 ☎048-838-8585

悩みを抱える青少年や保護者・家族の方が相談できる窓口はこちら

行田市立教育研修センター

- 幼児から小・中学生とその保護者や教育関係者を対象に、日常生活や就学をはじめとする教育上の相談をお受けします。
- ▶相談日 月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時
- ▶申し込み・問い合わせ 教育研修センター下忍分室 ☎555-0788 (樋上195-2)

行田市福祉事務所家庭児童相談室

- 家庭や学校での子どもに関する悩み事など、どんな事でも気軽に相談ください。
- ▶相談日 月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～正午および午後1時～4時
- ▶問い合わせ 子育て支援課家庭児童相談室(内線268)

埼玉県熊谷児童相談所

- 18歳未満の子どもについて、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供します。
- ▶相談日 月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後6時15分
- ▶申し込み・問い合わせ 熊谷児童相談所 ☎521-4152(熊谷市箱田5-12-1)

少年サポートセンター北分室

- 少年や保護者などからの非行・家出・いじめなど、少年問題に関する相談を受け付けます。
- ▶相談日 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時※面接には予約が必要です。
- ▶申し込み・問い合わせ 同センター北分室熊谷相談室 ☎524-4016(熊谷市本石1-10 熊谷市立婦人児童館2階)

ひとりでかかえこまないで いじめそうだんホットライン開設中

- 「いじめを受けていてつらい」と感じていたら、すぐにいじめホットラインをご利用ください。
- ▶電話番号 つなく はなし
0120-279-874
- ▶利用時間 午前8時30分～午後6時(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶Eメールアドレス ゆうき
yuuki@city.gyoda.lg.jp



- ▶対象 小・中学生およびその保護者など
- ▶問い合わせ 学校教育課学校指導担当 ☎556-8316 または教育研修センター ☎556-6458



夏休みは図書館に行こう



図書館では今年の夏も、子供たちが楽しめるさまざまなイベントを用意しています。この夏は親子や友達同士で図書館に行って、有意義な時間を過ごしませんか。

夜の音色のおはなし会

参加者限定で特別に図書館を開館し、フルートやピアノの生演奏と共に、怖いお話や、味わいのある物語の読み聞かせを行います(貸し出し・返却はできません)。いつもと違った特別な雰囲気のお話会をお楽しみください。

- ▶日時 7月30日(木)午後7時30分～8時30分
- ▶集合場所 中央公民館ロビー
- ▶対象 小学生とその保護者(子どもと大人は離れて座ります)
- ▶定員 15組程度
- ▶申し込み 事前に図書館で配布している申込書に必要事項を記入の上、提出してください。※電話での申し込みも可



昨年の夜のおはなし会の様子

おじいちゃん おばあちゃんの玉てばこ

地域の民話や昔話などを聞いたり、昔の遊びを体験したりしませんか。おじいちゃん先生、おばあちゃん先生が教えてくれます。

- ▶時間 午後3時～3時30分
- ▶場所 図書館おはなしのへや
- ▶対象 幼児・小学校低学年と保護者
- ▶申し込み 不要

| 期日 | 内容 |
|----------|--------------|
| 7月22日(水) | 絵本とおりがみを楽しもう |
| 7月23日(木) | 昔の遊びを楽しもう |
| 7月24日(金) | 昔話としかけ絵本作り |
| 8月20日(木) | 戦争について考えよう |
| 8月21日(金) | 昔話としかけ絵本作り |

夏休み映画会

- ▶日時 8月2日(日)午後2時
- ▶場所 中央公民館2階映像ホール(「みらい」内)
- ▶題名 「零戦～搭乗員たちが見つけた太平洋戦争」
- ▶内容 零式艦上戦闘機、零戦の全貌に多角的な視点で迫るドキュメンタリー。元零戦搭乗員の証言、戦死した搭乗員の日記などから物語がひも解かれていきます。戦闘シーンの超精密CGでの再現なども見ものです。
- ▶対象 小学校高学年以上

夏休み体験イベント こども司書チャレンジ～やってみよう、図書館の仕事～

普段利用している図書館ではどんな仕事をしているか、夏休みに体験しませんか。

- ▶日時 8月18日(火)・19日(水)(2日間連続)午前10時～午後4時
- ▶場所 図書館
- ▶内容 ①窓口業務(書架整理、貸し出し・返却作業)
②おはなし会の手伝い
③本の企画展示
- ▶対象 小学校高学年(2日間連続でできる方)
- ▶定員 4人程度
- ▶申し込み 事前に電話で図書館



昨年こども司書として図書館の仕事を体験した子供たちに修了証が渡されました

- ▶問い合わせ 図書館 ☎556-4227

自由研究相談窓口

「調べてわかる 埼玉(さきたま)古墳群」

県立さきたま史跡の博物館の学芸員や教員が、夏休みの自由研究内容を提案するとともに、分かりやすく研究方法を紹介します。教員が作成した作品例も展示します。

- ▶日時 7月26日(日)・28日(火)・29日(水)午前9時～正午
- ▶場所 同館体験工房および講堂
- ▶対象 小学3年生～6年生
- ▶参加費 無料
- ▶持ち物 カメラ、筆記用具、ノート、模造紙

さきたま古代体験も開催します

| 講座名 | 期日 | 内容 | 費用 |
|------------|---------|-----------------------|------|
| 土鈴・土笛をつくろう | 8月5日(水) | 粘土をこねて、土鈴・土笛を作る | 300円 |
| 貝輪をつくろう | 8月6日(木) | 貝を石でたたいて、腕飾りを作る | |
| 古代の布をつくろう | 8月8日(土) | 編布という手法で、糸を編みコースターを作る | 100円 |

- ▶時間 午後1時30分～3時30分
- ▶場所 同館体験工房
- ▶対象 小学生
- ▶定員 各講座20人(先着順)
- ▶申し込み・問い合わせ 7月1日(水)から電話で同館 ☎559-1181

※入館時に観覧料をいただきます。(一般200円、高校生・学生100円、中学生以下・障害者手帳をお持ちの方は無料)

親子で作って楽しく学ぼう！ 食育ってなあに？

- ▶日時 8月8日(土)午前10時～午後1時
- ▶場所 VIVAぎょうだ調理室
- ▶内容 夏休みにお父さんやお母さんと一緒に料理に挑戦して、食べることの大切さを親子で学びます。
- ▶講師 行田市食生活改善推進員
- ▶対象 市内の小学生とその保護者
- ▶定員 30人(先着順)
- ▶参加費 1人300円
- ▶持ち物 エプロン、スリッパや上履き、三角巾やバンダナ
- ▶申し込み 7月10日(金)～31日(金)に直接または電話でVIVAぎょうだ(7月13日(月)・21日(火)・27日(日)は休館) ※ひととき保育(2歳以上の未就学児の保育・無料)の申し込みは7月28日(水)まで
- ▶問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556-9301

夏休みの自由研究にピッタリ！ 夏休み親子下水道教室

- ▶日時 7月29日(水)
- 【午前の部】午前9時～正午
- 【午後の部】午後1時30分～4時30分
- ▶場所 元荒川水循環センター(桶川市小針領家939)
- ▶内容 下水処理施設を見学し、下水をきれいにする仕組みを学んだり、顕微鏡で微生物を観察したりします。
- ▶対象 小学生とその保護者
- ▶定員 各20組40人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶申し込み・問い合わせ 7月6日(月)～17日(金)に電話で公益財団法人埼玉県下水道公社北部支社 ☎048-728-2011

夏休み伝統文化体験教室の受講生を募集します

夏休みを使って日本の伝統文化を一緒に体験しませんか。

| | 日時 | 場所 | 内容 | 講師 |
|------|---------|-----|----------------------------------|---------------------|
| Aコース | 8月4日(火) | 和室 | 【はじめての将棋】 将棋のルール、成り立ちについて学びます | 森健一さん (行田市将棋連盟) |
| | 8月5日(水) | | 【はじめての座禅】 座禅の作法、マナーについて学びます | 福島伸悦さん (行田市仏教会) |
| Bコース | 8月6日(木) | 創作室 | 【はじめての茶道】 茶道の作法、マナーについて学びます | 加藤洋子さん (行田市お茶の会) |
| | 8月7日(金) | | 【はじめての竹細工】 簡単な竹細工を制作します | 櫻本武弘さん (竹に遊ぶ会) |

※講座の会場は全て中央公民館

- ▶時間 午後1時30分～3時30分
- ▶対象 市内の小学校に通う小学3年生から6年生
- ▶参加費 無料
- ▶定員 各コース20人
- ▶その他 2つのコースを重複して受講することができます。
- ▶申し込み 7月7日(火)午前9時から直接または電話で中央公民館
- ▶問い合わせ 同館 ☎556-2649



昨年の夏休み伝統文化体験教室の様子